

## 地域特産物マイスター制度実施要領

制定 平成12年10月25日

改正 平成19年 7月18日

改正 平成22年 7月14日

改正 平成28年 6月21日

公益財団法人日本特産農産物協会

### 1. 目的

地域特産物は、地域経済・農業の振興のみならず、伝統的な食文化等の維持・継承にも重要な役割を果たしており、これまで地域の中で農家等の工夫により発展を遂げてきたが、近年は担い手不足や収益性等から、その生産・加工技術が伝承されず、産地も次第に消失している状況にある。

しかしながら、近年、消費者の価値観が自然・本物志向に変化する中で地域特産物が再評価されるとともに、農林水産業の成長産業化に向けて地域資源や人材を活かした6次産業化や農商工連携等による地域経済の活性化が喫緊の課題となっている。

このため、地域特産物の生産・加工の分野で卓越した技術・能力を有し、産地育成の指導者となる人材を地域特産物マイスター（以下「マイスター」という。）として認定・登録し、技術の伝承と開発、相互交流と組織化を進めることにより、産地の維持・発展を促進する。

### 2. 認定及び登録

(1) 毎年、協会の理事長が定める期間において、農林水産省地方農政局、内閣府沖縄総合事務局都道府県農政主務部等の協力を得て推薦依頼を行い、応募に当たっては実施要領に定める申請者の認定申請書と市町村長、地域農業改良普及センター長、都道府県農業試験場長、農業協同組合長又は農業関係団体（都道府県範囲以上）の長の推薦書を協会理事長あて提出するものとする。

(2) マイスター候補者の推薦基準等は以下のとおりとする。

ア. 地域特産物の生産、加工等におおむね10年以上携わっている実践的な農業従事者、農産加工関係者等であって、次のイ及びウの要件を満たす者。

イ. 地域特産物の生産・加工技術等に卓越しており、その技術の伝承と開発に意欲的であること。

ウ. 地域特産物の産地育成や産地消活動を支援する指導的役割を担えること。

(3) 地域特産物とは、その地域の立地条件や独特の技術を生かして栽培されている特産作物やその加工品又は新しい技術や地域にとって普遍的な方法によって栽培又は加工されている農産物（野生植物を原材料とするものを含む。）をいう。

### 3. マイスターの審査及び認定・登録

- (1) マイスター候補者から提出された申請書と推薦者から提出された推薦書にもとづき、有識者から構成される地域特産物マイスター審査委員会を開催して書面審査を行う。
- (2) 書面審査に合格した候補者を協会理事長が地域特産物マイスターとして認定し、地域特産物マイスター名簿に登録するとともに、申請者、推薦者等に通知し、併せて協会のホームページで公表する。

### 4. マイスターの活動と組織化

- (1) マイスターは、自ら研鑽しつつ技術の伝承と開発に努めるとともに、要請に応じて、技術の普及、産地の育成等のための助言指導を行う。
- (2) マイスターは、相互の連携と制度の効果的な運営を図るため、全国段階の地域特産物マイスター協議会を組織して参画するとともに、地方段階での組織化を進める。
- (3) マイスターの活動を支援するため、協会は以下の取組みを行う。
  - ア. マイスターによる助言指導に関し必要な情報を提供する。
  - イ. マイスター個人毎の技術の内容と活動状況、相談・指導に応じられる分野・内容等を協会のホームページで公表するとともに、最新時点における活動状況等を認定者への照会により把握して更新する。
  - ウ. 地域特産物の生産・加工等に関する技術水準の向上のための研究会等を開催する。
  - エ. 地域特産物やその産地の育成に関する助言指導者の照会に対して、地域農産物マイスターのうちから適任者を紹介する。
  - オ. 地域特産物マイスター協議会の事務局を担当し、マイスターの活動と組織化に必要な事務作業の支援を行う。

### 5. マイスターの登録取消

協会理事長は、マイスターが次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合には、その登録を取消するとともに、(3)の場合については地域特産物マイスター審査委員会の同意を得て、その登録を取消することができる。

- (1) 認定の対象となった品目に係る取組みを廃止又は死亡した場合
- (2) 健康上の理由等により、認定の辞退届の提出があった場合
- (3) 社会的・道義的にマイスターたるにふさわしくない行為があった場合